

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
806	職業能力開発短期 大学校から大学へ の編入学	学校教育法（昭和22年法 律第26号）第108条第7 項、第122条、第132条等	平成25年度中 を目的に結論 を得るべく、 速やかに検討	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み（大学設置基準第29条等）の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。</p> <p>〔構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年4月9日）〕 職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することが可能であるか、関係省庁と連携しつつ検討を行っており、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、平成23年度中を目処にその可否の結論を得るべく検討を行うとともに、当該検討結果に基づき、平成24年度中に関係法令等の見直しを行う。大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目処に結論を得るべく速やかに検討を行う。</p>	検討中	職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承され、現在、関係省庁と連携しつつ、所要の告示改正に向けて作業をしているところ。 大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目処に結論を得るべく速やかに検討を行う。	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	全国で実施	平成24年7月1日から平成25年1月31日の間に、39のメディカルコントロール協議会及び129の消防本部において実証研究が行われた。それを受け、平成25年1月16日及び同年3月28日に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し実証実験の妥当性について検討を行ったところ、「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」については、その有効性と安全性が認められたことから、救急救命士の行う救急救命処置に加えることが妥当と判断された。今後、平成25年度中を目途に省令や関係通知の改正を行い、26年度には全国的に実施できるよう努める。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出すこととする。なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	検討中	平成24年7月1日から平成25年1月31日の間に、39のメディカルコントロール協議会及び129の消防本部において実証研究が行われた。それを受け、平成25年1月16日及び同年3月28日に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し実証実験の妥当性について検討を行ったところ、「重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の使用」については、処置を行えた症例が少なく、有効性や安全性が確認できなかったため、結論を得られなかった。このため、今後さらに検討を行う。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成25年度中を目途に結論	<p>〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。</p> <p>〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。 この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。 これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」（平成22年度厚生労働科学研究費補助金）をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。 なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p>	全国で実施	平成24年7月1日から平成25年1月31日の間に、39のメディカルコントロール協議会及び129の消防本部において実証研究が行われた。それを受け、平成25年1月16日及び同年3月28日に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し実証実験の妥当性について検討を行ったところ、「心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施」については、その有効性と安全性が認められたことから、救急救命士の行う救急救命処置に加えることが妥当と判断された。 今後、平成25年度中を目途に省令や関係通知の改正を行い、26年度には全国的に実施できるよう努める。	厚生労働省